

改正

平成18年9月29日門真市規則第50号

平成20年3月31日門真市規則第13号

平成23年3月16日門真市規則第9号

平成26年3月31日門真市規則第35号

令和2年3月26日門真市規則第23号

門真市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市男女共同参画推進条例（平成17年門真市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第17条第1項の規定に基づく門真市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、男女それぞれ1人以上を選任するものとする。

2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

3 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(苦情処理委員の職務等)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 条例第16条第1項の規定による苦情その他の意見（以下「苦情等」という。）の申出について、調査を行うこと。

(2) 前号の規定により調査をした事案について、男女共同参画の推進その他総合的な見地から、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは市長に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げる職務に付随する事務を行うこと。

2 苦情処理委員は、公正かつ中立に前項の職務を遂行しなければならない。

(申出の方法)

第4条 条例第16条第1項の規定に基づく苦情等の申出をしようとする者（以下「申出人」という。）

は、男女共同参画施策苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。
ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

2 申出人は、前項ただし書の規定により口頭等で苦情等の申出をしようとするときは、次に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を男女共同参画施策苦情等申出書に記録するものとする。

- (1) 申出人の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 苦情等の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
（苦情処理委員への調査の依頼）

第5条 市長は、苦情等の申出があつたときは、次条に規定する場合を除き、担当の苦情処理委員を指定して、当該苦情等の調査を依頼するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、複数の苦情処理委員をもって構成する合議体が共同して職務を行うことができる。

（調査をしない申出）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情等の申出については、苦情処理委員に調査を依頼しないものとする。

- (1) 裁決等により確定した事項又は裁判所において係争中若しくは判決等のあつた事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項又は不服申立てに対する裁決等のあつた事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項
- (7) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理委員に調査の依頼をすることが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の規定により苦情処理委員に調査の依頼をしないときは、苦情等の調査非該当通知書（様式第2号）により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。

3 市長は、調査を依頼した事案が、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するに至つ

たときは、苦情処理委員に第3条第1項に規定する業務の中止を依頼するものとする。

4 市長は、前項の規定により調査の業務を中止したときは、苦情等の調査中止通知書（様式第3号）により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。

（苦情処理委員による調査）

第7条 苦情処理委員は、市長が調査の依頼をしたときは、直ちにその事案についての調査を開始するものとする。

2 苦情処理委員は、前項の調査を行うに当たり、必要に応じて、申出人の了解を得た上で、事情を確認することができる。

3 苦情処理委員は、第1項の調査を行うに当たって、必要に応じて、当該申出に係る市の機関に対し説明を求め、又はその保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めることができる。

（調査の結果の報告）

第8条 苦情処理委員は、前条の調査が終了したときは、市長に対して、事案についての見解を付して調査の結果を報告するものとする。

（是正の指示等）

第9条 市長は、前条の調査結果報告書に付された意見に基づき、書面により、当該申出に係る市の機関に対し、是正の指示又は是正の要望をするものとする。

2 前項に規定する是正の指示又は是正の要望を受けた市の機関は、当該是正の指示又は是正の要望に基づいて苦情処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

（苦情処理結果の通知）

第10条 市長は、苦情処理委員の調査結果等を添えて、苦情処理結果を申出人に対し、男女共同参画施策苦情等結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（苦情処理の状況の公表）

第11条 市長は、この規則の規定により実施した苦情処理の結果の概要を市民に公表するものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第12条 条例第19条第1項に規定する門真市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 第12条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「副会長」とあるものは「副部会長」と、「会長」とあるものは「部会長」と、「委員」とあるものは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第15条 審議会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の運営)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第18条 苦情処理委員及び審議会の庶務は、市民文化部人権市民相談課において行う。

一部改正〔平成18年門真市規則50号・20年13号・23年9号・26年35号・令和2年23号〕

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日門真市規則第50号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日門真市規則第13号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月16日門真市規則第 9 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日門真市規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日門真市規則第23号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

		整理番号	
男女共同参画施策苦情等申出書			
		年	月
		日	
門真市長（氏 名）様		郵便番号	—
		（申出人）住 所	
		氏 名	
		電話番号	
		（代 書）録取した職員の表示	
		所 属	
		氏 名	
<p>門真市男女共同参画推進条例第16条第1項の規定により、次のとおり苦情等を申し出ます。</p>			
苦情等申出の趣旨 （解決してもらいたいこと）			
苦情等申出の理由 （具体的な内容と経緯）			
※ 書ききれないときは、裏面を使用してください			
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
	（相談等をしている場合には、具体的に記入してください。）		
そ の 他			

※ 申出人の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地を記入してください。

		整理番号	
<p>苦情等の調査非該当通知書</p>			
		年 月 日	
申出人			
住所			
氏名	様		
		門真市長（氏 名）印	
<p>年 月 日付けで、あなたから申出のあった別添の苦情等は、門真市男女共同参画推進条例施行規則第6条第1項の規定により、調査の依頼事項に該当しません。</p> <p>よって、当該申出に基づく処理を行わないこととしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>			
苦情処理委員に調査を依頼しない理由	<p>根拠規定 門真市男女共同参画推進条例施行規則第6条第1項第 号に該当 (理由)</p>		
そ の 他			

※ 添付書類 男女共同参画施策苦情等申出書（様式第1号）

様式第3号 (第6条関係)

整理番号	
------	--

苦情等の調査中止通知書

年 月 日

申出人

住所

氏名

様

門真市長（氏 名） 印

年 月 日付けで、あなたから申出のあった別添の苦情等は、門真市男女共同参画推進条例施行規則第6条第3項の規定により、門真市男女共同参画苦情処理委員に調査業務の中止を依頼し、当該申出に基づく処理を行わないこととしましたので、同条第4項の規定により通知します。

苦情等の施策実施機関	
中止依頼日	
調査業務の中止を依頼した理由	根拠規定 門真市男女共同参画推進条例施行規則第6条第1項第 号に該当 (理由)
その他	

※ 添付書類 男女共同参画施策苦情処理申出書（様式第1号）

		整理番号	
男女共同参画施策苦情等結果通知書			
		年 月 日	
申出人			
住所			
氏名		様	
		門真市長（氏 名）印	
<p>年 月 日付けで、あなたから申出のあった下記の苦情等につきましては、門真市男女共同参画推進条例施行規則第10条の規定により、門真市男女共同参画苦情処理委員による調査結果を添えて、苦情処理結果として通知します。</p>			
苦情の表示	申 出 日		
	施策実施機関		
	申 出 の 趣 旨		
調 査 依 頼 日			
調 査 結 果 報 告 日			
担 当 苦 情 処 理 委 員			
苦 情 処 理 結 果			